

「特定非営利活動法人の手引」の主な変更事項について

【設立編】

変更事項	変更前	変更後	変更理由
(全般) 1. 閲覧用の役員名簿、社員名簿等に係る記載	・ 閲覧用の役員名簿及び社員名簿、認証書の写し、登記事項証明書については、住所又は居所を除外したものを提出する旨を記載		・ 法改正等のため
2. 各別記様式	・ 押印を廃止		・ 押印見直しのため
P5～P6 権限移譲をしている市町村の所管窓口	略	・ 紋別市を追加 ・ 担当部課名等の変更	・ R3から移譲となった紋別市を追加 ・ 市町村に確認し、現状に修正
P8～P9 設立申請から法人成立までの流れ	補正 <u>2週間未満</u> 審査 <u>3か月以内</u> 縦覧 <u>1か月</u>	補正 <u>1週間未満</u> 審査 <u>2週間+2か月以内</u> 縦覧 <u>2週間</u>	・ 法改正のため
P13 就任承諾及び誓約書 P16 確認書 P17 設立趣旨書 P18 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	押印、原本証明あり	押印、原本証明の廃止	・ 押印見直しのため
P19 設立の初年度及び翌年度の事業計画書 P21、P23 活動予算書	・ 縦覧期間 1か月	・ 縦覧期間 2週間	・ 法改正のため
P35、P36 定款例	・ 議事録の記名押印	・ 押印廃止	・ 押印見直しのため
P45 以降 Ⅲ 資料編		・ 各法令の修正	・ 各法令改正のため

【管理編】

変更事項	変更前	変更後	変更理由
(全般) 1. 閲覧用の役員名簿、社員名簿等に係る記載	・ 閲覧用の役員名簿及社員名簿、認証書の写し、登記事項証明書の写しについては、住所又は居所を除外したものを提出する旨を記載		・ 法改正等のため
2. 各別記様式	・ 押印を廃止		・ 押印見直しのため
P22 役員の変更等届出時に提出する書類	・ 注意事項の追加	・ 再任の役員の住所のみの変更の場合、3（住民票）の提出は不要	
P26 就任承諾書 P29 仮理事選任申請書	・ 押印あり	・ 押印の廃止	・ 押印見直しのため
P33 定款の変更を行う場合の流れ	【審査期間等】 補正 <u>2週間</u> 審査 <u>3か月以内</u> 縦覧 <u>1か月</u>	補正 <u>1週間</u> 審査 <u>2週間+2か月以内</u> 縦覧 <u>2週間</u>	・ 法改正による取扱いの変更のため
P45、P46 定款例	・ 議事録の記名押印	・ 押印廃止	・ 押印見直しのため
P52 総会議事録	・ 原本証明あり ・ 備考欄等の追加	・ 原本証明の廃止 ・ 代表権のある理事の選任の決議をした場合の注意事項を記載	・ 押印見直しのため
P53～58 事業計画書、活動予算書、役員名簿	・ 縦覧 1か月	・ 縦覧 2週間	
P59 確認書 P63 法人の代表者、主たる事務所又は従たる事務所の所在地、電話番号を変更した場合に提出する書類	・ 押印あり	・ 押印の廃止	・ 押印見直しのため
75頁～77頁 申請書類等の提出先	略	略	設立編（5頁～7頁）と同様に変更
79頁以降 II 資料編	略	略	設立編III資料編と同様に変更